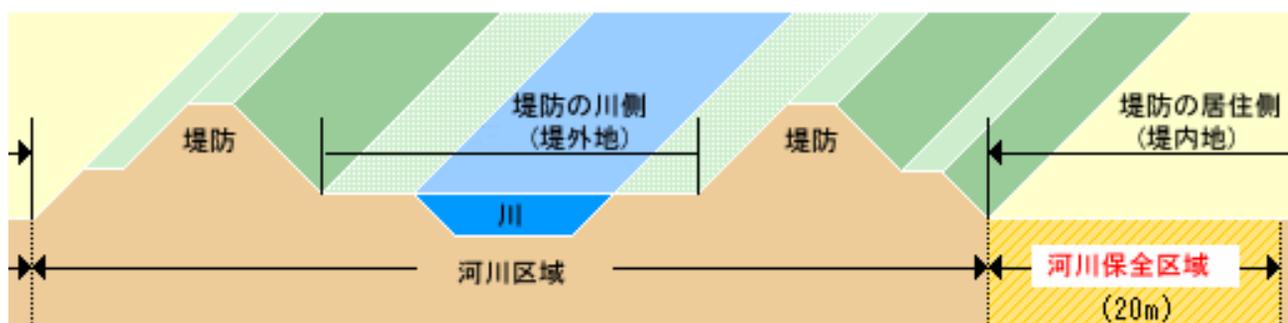


河川保全区域内で住宅などの工作物を設置する場合は、事前に河川管理者の許可が必要です。

○河川保全区域とは？

洪水や高潮から皆さんの生命・財産を守る堤防や護岸などの河川管理施設の安全を確保するために、一定の制限を設けている区域です。

河川保全区域の範囲は、それぞれの河川で異なりますが、高崎河川国道事務所の管理区間においては、烏川・神流川等の河川区域から20mの範囲で河川保全区域が指定されています。



○河川管理者の許可が必要です

堤防や護岸に隣接する土地で河川管理者に何の断りもなく掘削が行われたり、住宅などの工作物や漏水のおそれがあるものを設置されたりすると、堤防や護岸が崩れたり、壊れてしまったりすることがあります。

こういったことを防ぐために、河川保全区域内で住宅などの工作物の新築・改築、土地の掘削や盛土など土地の形状を変更しようとするときは、事前に河川管理者の許可を受けなければなりません。

※ただし、次の場合には許可の必要はありません。

○耕うん

○堤内の土地で行う堤防から5m以上離れた場所における以下の行為

- ・延長20m未満かつ高さ3m以内の盛土
- ・深さ1m以内の掘削又は切土
- ・工作物の新築又は改築

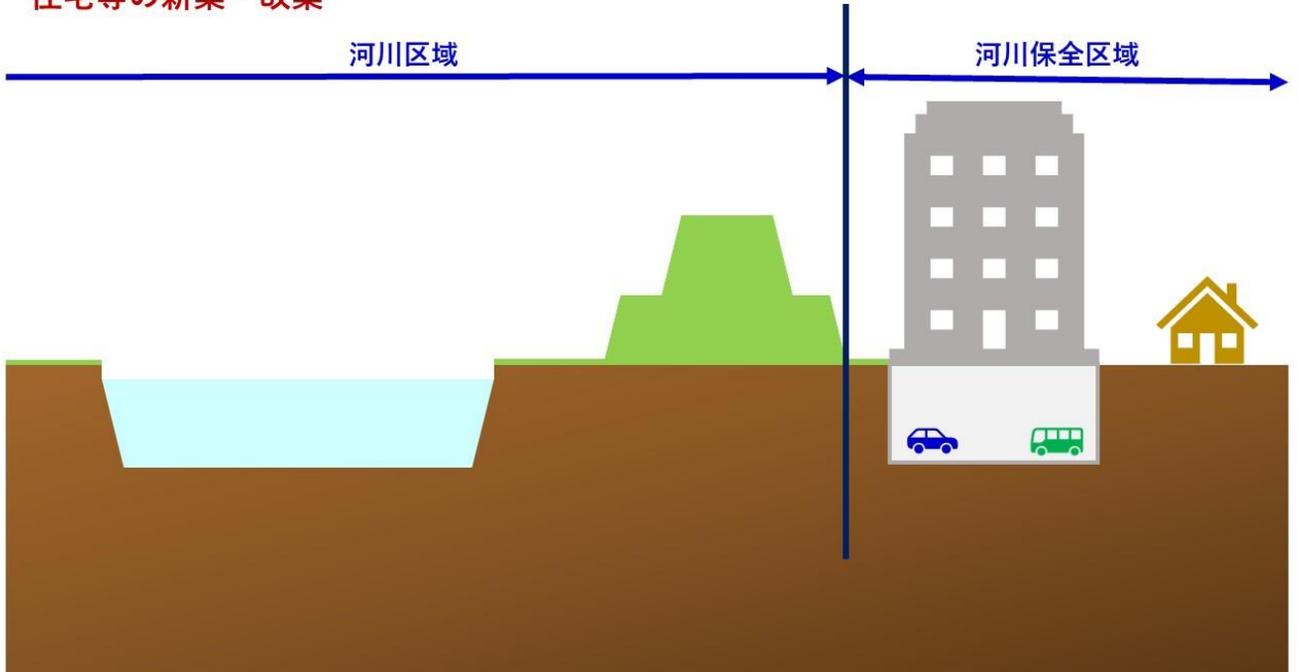
(堅固な工作物や井戸・水路など水が浸透するおそれがあるものを除く)



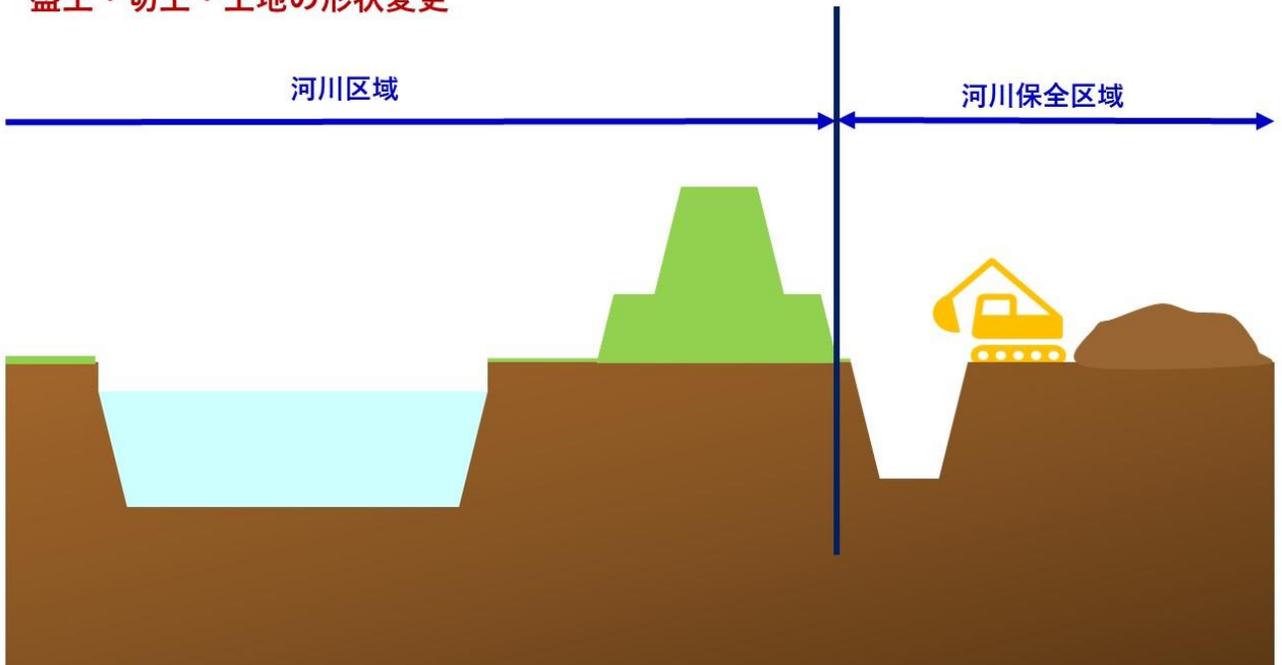
許可の要否は事前に高崎出張所までお問い合わせください。

河川法第55条の主な行為の例

住宅等の新築・改築



盛土・切土・土地の形状変更



水路・地下埋設物の設置

